

埼玉県公労使会議について

開催状況

- ・担当者会議 令和元年5月29日 令和2年1月15日
- ・本会議 令和2年2月19日

令和元年度の取組

■働き方改革の推進

1 働き方改革推進期間（7～11月）の実施

- (1) 県内一斉ノー残業デー（月2回実施：毎月第1、第3水曜日）
- (2) 年次有給休暇の取得促進

| | |
|---|--------------------------------|
| { | 期間中5日以上取得：毎月1日以上あるいは連続休暇の取得 |
| | 11月14日埼玉県民の日を年次有給休暇取得促進デーに位置付け |

2 働き方改革関連法などの周知・啓発・取組支援等

- (1) 改正内容の周知のほか、働き方改革の取組に向けた気運の醸成を図るとともに、具体的な取組につながる内容のセミナーをリレー形式で開催
- (2) 構成団体で作成する広報誌やセミナーのチラシ等に、共通の周知啓発文を掲載

3 非正規雇用対策

非正規雇用者の正社員化支援

4 働き方改革取組状況アンケートの実施